平成２６年（フ）第４１号
北海道芦別市上芦別町94番地の232
債務者　西村　勇太
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
岩手県滝沢市土沢442番地２　ＯＫハイツⅡ201号
債務者　木村　寿男
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７４号
神奈川県平塚市横内3907番地　県営横内アパート48―203
債務者　佐藤　年子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６０号
新潟県新発田市中央町４丁目７番６号　地産マンション604
債務者　長谷川ゆかり
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第６２号
新潟県阿賀野市安野町17番44―145号
債務者　関川　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第６５号
新潟県新発田市真野原外1504番地１
債務者　福田　文子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１７３号
静岡県富士市伝法3738番地の１コーポラス井出２―Ａ号
債務者　井出　靖枝
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１９９号
愛知県一宮市枡杁町３丁目28番地　モアグレース松降通1002号
債務者　酒井小夜子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２０７号
愛知県稲沢市天池西町97番地
債務者　石戸　育恵
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２２３号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地７　江南団地89棟506号
債務者　松谷　圭悟
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１５１号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅蒲原団地Ｈ棟303号
債務者　多羅尾由美子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６９号
長崎県東彼杵郡東彼杵町駄地郷352番地２、前住所長崎県佐世保市針尾北町908番地
債務者　羽田亜由美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
長崎県諫早市小長井町小川原浦574番地１
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
北海道小樽市桜５丁目３番７号　シティハイムサクラ103号室、前住所北海道小樽市花園１丁目６番８号　嘉野マンション121
債務者　斉藤　大地
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第８５号
北海道小樽市入船１丁目１番406号　ブランシェ竹栄、前住所北海道小樽市花園３丁目４番22号　メゾン　ド　Ｙ．M103号室
債務者　松倉　憲博
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第８７号
北海道小樽市相生町４番10号、前住所北海道小樽市相生町５番29号
債務者　本間比呂志
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１０４号
青森県八戸市湊高台５丁目７番３号、前住所福島市万世町５番３号　ニュー万世ビル３Ｆ―ＡＫＢホテル
債務者　榎本　好男
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係